

認定基準（眼の障害）の検討事項に関する整理について

項番	検討事項	合意事項	前回（第2回）会合での委員からの主な意見等
1	視野の測定方法とその判断基準についての考え方 (2) ア、イ	○視野の測定方法については 現行の記載のとおり	・自動視野計には動的プログラムもあり、完全に排除するのではなく、現時点なら現行の判定基準に合った方法でしか認定できないのではないかと。 ・将来自動視野計を導入することも考えて、記載を削除せずこのままとする。
2	視野の測定値の正常域について (2) ウ、カ	○測定値については削除 ○「生理的限界値」を「正常域」 に修正することは問題なし	・測定値を560とするとI/4の正常値を意味することとなり、間違っ たものとなる。 ・現行の運用と同様、この正常域で判定することとし、測定値の記載は削 除する。
3	視野が2分の1以上欠損 した場合について (2) カ	○2分の1以上欠損した場 合は、注意書きも含めて記載の とおりで問題なし	・大きな中心暗点があるものは概して視力でかなり障害を受けており、そ ちらで認定できるのではないかと。 ・中心暗点の病名が削除されたが、注意書きの病名に「等」が入り広くな っているため問題はないと思う。
4	2級に相当する障害の状 態について (2) エ	○I/4の視標で測定不能の 場合については、記載のと おりで特に問題なし	・資料2参照
5	「両眼の視野が10度以 内のもの」について (2) オ	○また書き以降の輪状暗点の 記載は削除	・輪状暗点の定義を厳格に記載すると、それ以外は適用できなくなることを危惧する。今までなかったもので、特に記載しなくてもよい。 ・他資料2参照

項番	検討事項	合意事項	前回（第2回）会合での委員からの主な意見等
6	診断書の測定結果の記載方法等について ⑩欄（2）視野	○2つの視標に記載することは問題なし ○測定結果の記載省略は削除	・コピー添付の場合に記載省略とすると、いろいろな視野の測定結果が出てくる。医師の考えを確認する意味でも記載した方がいい。
7	「その他の障害」の整理、障害の程度及び状態について （3）ア～ウ	○「その他の障害」として整理した内容については特に問題なし	・資料2参照
8	診断書の記載箇所について ⑩欄（4）～（6）	○診断書⑩欄（4）～（6）の記載については特に問題なし	・特になし
9	現行の視力障害の「両眼の視力の和」での認定の考え方 （1）エ	○説明のみ	
10	法別表についての考え方	○説明のみ	
その他	一眼が視力障害で、他眼が視野障害の場合の認定の考え方	—	・緑内障では、片眼は視力が低下して、片眼は視野が著しく悪いケースがある。こうした点が配慮されていないので、問題点として追記していただきたい。